

令和 4 年 7 月 6 日 招 集

第 6 回天草市議会（臨時会）議案書

天 草 市

令和４年第６回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１３３号	天草広域連合規約の一部変更について	令和４年 ７月６日		

議第 1 3 3 号

天草広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、天草広域連合規約（平成 1 1 年 5 月 2 7 日熊本県指令市町村第 7 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 7 月 6 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草広域連合規約の一部を変更する規約

天草広域連合規約（平成 1 1 年 5 月 2 7 日熊本県指令市町村第 7 号）の一部を次のように変更する。

別表第 3 号の表中

「

ごみ処理施設等の管理運営に要する経費	均等割 1 0 0 分の 2 0	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
	人口割 1 0 0 分の 3 0	松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
	搬入量割 1 0 0 分の 5 0	再生処理施設及び最終処分場	天草市、上天草市及び苓北町

を

」

ごみ処理施設等の管理運営に要する経費	均等割 1 0 0 分の 2 0	本渡地区清掃センター	天草市及び苓北町
	人口割 1 0 0 分の 3 0	松島地区清掃センター及び附帯する集会所施設	天草市及び上天草市
	搬入量割 1 0 0 分の 5 0		

		所施設	
		再生処理施設 及び最終処分 場	天草市、上 天草市及び 苓北町
	人口割 100分の100	新ごみ処理施 設	天草市、上 天草市及び 苓北町

」

に改める。

別表備考第4号中「搬入割」を「搬入量割」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- 5 ごみ処理施設等の管理運営に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき人口割の額の算定は、関係市町のごみ収集運搬及び関連施設の運営に係る経費（施設の維持管理に要する整備費用を除く。）を考慮し、人口比率により算出するものとする。
- 6 ごみ処理施設等の設置に要する経費のうち、新ごみ処理施設に係る関係市町が負担すべき均等割の額（廃棄物処理施設及びリサイクル推進施設に係る設計及び建設に要する費用に関する部分に限る。）の算定は、天草広域連合設立時の構成市町の数により按分するものとする。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

天草広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。